



2024年11月 1 日

各 位

会社名 株式会社 エフ・シー・シー  
代表者 代表取締役社長 齋藤 善敬  
(コード：7296、東証プライム)  
問合せ 上席執行役員事業管理統括 長坂 三樹伸  
(TEL. 053-523-2471)

### 従業員持株会を通じた譲渡制限付株式付与のための 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年11月1日開催の取締役会において、以下のとおり、当社グループの従業員に対してエフ・シー・シー従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与することとし、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、譲渡制限付株式は、本持株会の会員（当社及び当社の完全子会社1社の従業員です。）のうち、本持株会を通じて譲渡制限付株式の付与を受けることに同意した者（以下「対象従業員」といいます。）に対してのみ付与されます。

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年3月25日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 96,000株（注1）
(3) 処分価額	1株につき2,397円又は2024年11月8日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値のいずれか高い金額（注2）
(4) 処分総額	230,112,000円（注3）
(5) 割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法による (エフ・シー・シー従業員持株会 96,000株) なお、各対象従業員への付与株式数は80株とし、一部申込みは受け付けないものとします。

(注1) 「処分する株式の数」は、本日時点における最大値であり、対象従業員となり得る最大人数である当社及び当社の完全子会社の従業員1,200名に対してそれぞれ当社普通株式80株を付与するものと仮定して記載しています。実際に処分する株式の数は、本持株会未加入者への入会プロモーション及び加入者への本制度に対する同意確認終了後の対象従業員数に応じて確定する見込みです。

(注2) 当社は、2024年11月1日付けで、本自己株式処分とともに自己株式取得についても取締役会決議をしており、その公表（当該自己株式取得決議の詳細は、2024年11月1日付「自己株式の取

得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。)により株価が上昇した場合にも当該上昇を踏まえた処分価額とするため、2024年10月31日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,397円と、公表後一定期間経過した2024年11月8日(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直前取引日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値のいずれか高い金額を処分価額として決定いたします。

(注3) 上記(注1)による「処分する株式の数」に、2024年10月31日の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,397円を乗じて計算した見込み額です。最終的に確定した「処分する株式の数」及び「処分金額」により変動します。

## 2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社グループの企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブの付与によって当社グループの従業員と株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び譲渡制限付株式の付与を通じて当社グループの従業員の財産形成の一助とすることを目的として、対象従業員に本持株会を通じて譲渡制限付株式を付与するため、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての当社普通株式につき自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

譲渡制限付株式の付与は、①当社又は当社の完全子会社から対象従業員に対し、譲渡制限付株式としての当社普通株式を付与するための特別奨励金として金銭債権を支給し、②対象従業員が当該金銭債権を本持株会に拠出して、③本持株会が対象従業員から拠出を受けた金銭債権を当社に一括して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の処分を受けることとなります。

対象従業員は、本持株会の規約に従って、本持株会に割り当てられる譲渡制限付株式に係る持分(以下「本持分」といいます。)を取得しますが、譲渡制限期間中は本持分に係る株式を引き出すことができません。本持株会は、その規約について、本自己株式処分に係る処分期日の前日までに、譲渡制限付株式の割当てを受けるために必要な改正を行う予定です(当該改正は、理事長が会員に対し通知した後2週間が経過した時点で、会員からの異議が会員数の2分の1未満の場合に効力が発生する予定です。)。なお、本自己株式処分は、その処分期日の前日までに当該改定の効力が発生することを条件として実施されます。

また、当社は、当社普通株式の割当ての際に、本持株会との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結する予定です。

なお、本自己株式処分における処分株式数は、上記1(注1)に記載のとおり後日確定する見込みですが、その最大値は96,000株です。本自己株式処分による希薄化の規模は、当該最大値を前提とした場合、2024年9月30日現在の発行済株式総数52,056,530株に対し0.18%であり、2024年9月30日時点の総議決権数491,511個に対し0.20%です(これらの割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。)

### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

#### (1) 譲渡制限期間

本持株会は、処分期日から2029年11月1日までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式(以下「本割当株式」という。)について、対象従業

員による引出しを含む譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して本持株会の会員であることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、当該条件を充足した対象従業員が保有する本持分に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間中に、定年、死亡、役員昇格その他当社が正当と認める事由により本持株会を退会した場合には、退会月の10日の翌営業日（以下「精算解除日」という。）をもって、精算解除日において当該対象従業員が保有する本持分に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。また、対象従業員が、譲渡制限期間中に、当社の業務上の理由により海外に赴任する場合には、当社から対象従業員に対して当該赴任を発令した日が属する月の翌月10日の翌営業日をもって、当該日において当該対象従業員が保有する本持分に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

譲渡制限を解除する場合、当社は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨及び譲渡制限を解除する本割当株式の数を通知するものとし、本持株会は、その規約の定めに従い、対象従業員の保有する本持分のうち譲渡制限が解除された本割当株式に応じた部分について、定時定例の買付けにより取得した株式に関して当該対象従業員が保有する通常の会員持分（以下「通常持分」という。）に振り替えるものとする。

#### (3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、上記(2)で定める譲渡制限解除時点の直後をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

無償取得を行う場合、当社は、本持株会に対して、本割当株式の無償取得を行う旨及び無償取得を行う本割当株式の数を通知するものとし、本持株会は、その規約の定めに従い、当該通知の到達した時点において当該対象従業員の保有する本持分のうち当該無償取得が行われる本割当株式に応じた部分について、当該対象従業員の保有する本持分から控除するものとする。

#### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。また、本持株会は、その規約の定めに従い、本持分と通常持分とを分別して登録し、管理する。

#### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日において対象従業員が保有する本持分に応じた数の本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、当社が譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として対象従業員に支給し、対象従業員が本持株会に拠出した金銭債権を出資財産として、本持株会がこれを現物出資することによ

り行われるものです。その処分価額は、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日（2024年10月31日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である2,397円と、2024年11月8日（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直前取引日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値のいずれか高い金額としております。このような自己株式処分の処分価額の決定方法は、処分価額を適正な市場株価と一致させる方法であるため、当該方法によって決定される本自己株式処分の処分価額は、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

なお、2024年10月31日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である2,397円との乖離率（小数点以下第3位を四捨五入しております。乖離率につき以下同じです。）は次のとおりです。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1か月（2024年10月1日～2024年10月31日）	2,370円	1.14%
3か月（2024年8月1日～2024年10月31日）	2,326円	3.05%
6か月（2024年5月1日～2024年10月31日）	2,298円	4.31%

なお、監査等委員会（4名で構成。うち社外取締役3名）は、上記処分価額の決定方法について、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していること、及び本自己株式処分は従業員を対象とする譲渡制限付株式の付与を目的とすることから、割当予定先である本持株会にとって特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

#### 4. 企業行動規範上の手続に関する事項

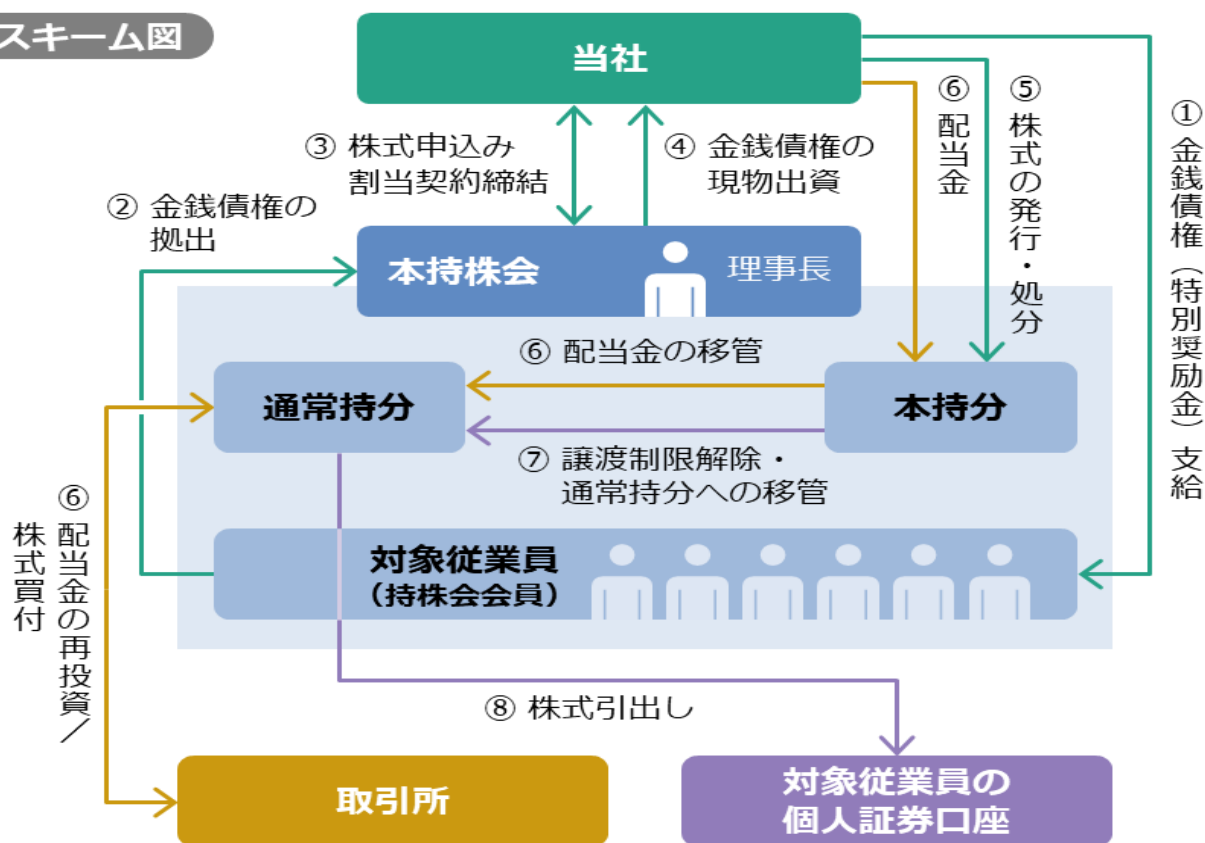
本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること及び②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

(ご参考)

### 本制度の流れ

- ① 当社又は当社の完全子会社は、対象従業員に対して特別奨励金として金銭債権を支給します。
- ② 対象従業員は、当社又は当社の完全子会社から支給された金銭債権を本持株会に拠出します。
- ③ 本持株会は、当社に対して株式の申込みを行い、当社との間で本割当契約を締結します。
- ④ 本持株会は、各対象従業員から拠出を受けた金銭債権を一括して当社に現物出資します。
- ⑤ 当社は、本割当株式を本持株会に割り当てます。
- ⑥ 譲渡制限期間中も本割当株式について配当金が支払われますが、配当金は通常持分と合わせて再投資されます。
- ⑦ 本持株会は、譲渡制限期間の満了後に、その規約の定めに従って、対象従業員の保有する本持分のうち譲渡制限が解除された本割当株式に応じた部分について、通常持分に振り替えます。
- ⑧ 対象従業員は、上記⑦の振替後には、本持株会の規約の定めに従って、本割当株式を自己の証券口座に引き出すことができます。

### スキーム図



※ 上記の図のうち「①金銭債権（特別奨励金）支給」について、完全子会社の従業員には当該完全子会社から金銭債権（特別奨励金）が支給されます。

以上